

政府主催慰霊巡拝

4月号でお知らせした政府主催の慰霊巡拝について、硫黄島の日程が決まりました。

巡拝実施地域

- ①硫黄島（1次）
- ②硫黄島（2次）

実施予定時期

- ①11月10日(火)・11日(水)
- ②来年2月16日(火)・17日(水)

対象 戦没者の遺族（配偶者〔再婚した者を除く〕、父母、子、兄弟姉妹、参加する子・兄弟姉妹の配偶者、孫、甥姪）で健康状態の良好な人

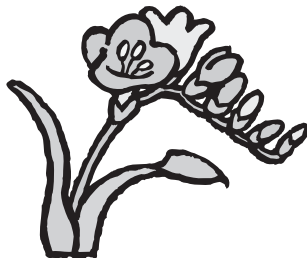
※初参加の遺族が優先

申込締切日

- ①7月10日(金)
- ②10月5日(月)

問合先 地域共生推進課

※詳しくは問い合わせてください。



7月より予定していた集団がん検診は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期します。

問合先 健康推進課

集団がん検診

泉佐野「元気塾プラス」

実践研修を修了した市民音楽健康指導士（通称：市民音健士）による元気塾を実施しています。

時間（90分間） ●午前の部…10時30分～
●午後の部…1時30分～

※別途開始時間の記載がある場合は除く

対象 市の介護保険の被保険者

定員 30人

※会場により異なりますのでお問い合わせください。

持ち物 飲料水、汗拭き用タオル、上履き

※服装は動きやすいもので

問合先 地域共生推進課

（*）の会場については各施設へ

※(株)第一興商委託の「泉佐野元気塾」のスケジュールについては、広報いずみさの4月号または市ホームページをご覧ください。



| 場 所 | 開催日 |
|--|-------------|
| 笠松町会館 | 第1火曜日 午後 |
| 佐野公民館（☎463-6181）（*） | 第1木曜日 午前 |
| 北部市民交流センター本館・北部公民館（☎464-5725）（*） | 第1木曜日 午後 |
| 土丸町会館 | 第1金曜日 午前 |
| 新泉ヶ丘集会所 | 第2火曜日 午後 |
| 羽倉崎町内会会館 | 第3金曜日 午前 |
| 西佐野台町会館 | 第4月曜日 午前 |
| 見出住宅集会所 | 第4月曜日 午後 |
| 長滝住宅集会所 | 第4火曜日 午前 |
| レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター（☎469-7120）（*） | 第4火曜日 午後1時～ |
| 日根野公民館（☎450-3900）（*） | 第4木曜日 午前 |
| 大宮町町会館 | 第4木曜日 午後 |
| 鶴原中央住宅集会所 | 第4金曜日 午前 |
| 新安松町内会館 | 第4金曜日 午後 |

※開催日時は都合により変更になる場合があります。



「さのぼ」カードを持参した人には、50ポイント（1日1回に限る）を進呈します。各会場でカードの作成はできませんので、事前にさのぼ加盟店にて発行しておいてください。

戦没者等のご遺族のみなさんへ 第11回特別弔慰金支給

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給します。

- 特別弔慰金は、遺族を代表する一人が受け取る
- 同順位の人が複数いる場合は、話し合いのうえ、代表して請求する人を決める
- 記名国債受領後、遺族間で調整が必要となった場合は、記名国債を受け取った人が責任を持って行う



対象

4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母）がいない場合、次の順番による先順位の遺族一人に支給します。

戦没者等の死亡当時の遺族で、

①4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかにより、順番が入れ替わります。

④上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続1年以上の生計関係を有していた人に限る。



内容 額面25万円（5年償還の記名国債）

請求期限 令和5年3月31日まで

※請求期限を過ぎると請求できなくなります。

申込・問合せ先 地域共生推進課

※6月22日（月）～7月17日（金）（土・日曜日、祝日除く）は、市役所1階ロビーで受付します。郵送による請求も可。詳しくは問い合わせてください。

前回（第10回）請求された人へは6月中に個別の案内を郵送します。前回と違う人が請求される場合や今回初めて請求される人の場合は、必要書類がそれぞれ異なるため、随時問い合わせてください。

歯と口の健康週間（6月4日～10日）

歯の健康を保つことは、全身の健康を守ることにつながります。むし歯や歯周病の予防に努め、いくつになっても「元気に会話ができる」「おいしく食事をいただける」生活を送りましょう！

- 80歳で20本以上の自分の歯を保とう！
- 60歳で24本以上の自分の歯を保とう！
- 40歳で喪失する歯をつくらない！

問合せ先 健康推進課

